

第5章少量危険物及び指定可燃物の消火設備、警報設備

1 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う建築物その他の工作物に設置する消火設備及び警報設備については、次表による。

設置の対象		消火設備又は警報設備	条文
少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うもの		政令別表第2においてその消火に適応する消火器具（少量危険物又は指定可燃物に適応するスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該消火設備の有効範囲内の部分については、算定した能力単位の数値の合計数の1/3までを減少した数値とすることができる。）	政令第10条
指定可燃物を500倍以上貯蔵し、又は取扱うもの		政令別表第2においてその消火に適応する大型消火器（指定可燃物に適応するスプリンクラー消火設備、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該消火設備の有効範囲内の部分については、大型消火器を設置しないことができる。）	規則第7条、第8条
指定可燃物（可燃性液体類を除く）を750倍以上貯蔵し、又は取扱うもの		屋内消火栓設備	政令第11条 （政令第20条）
指定可燃物（可燃性液体類を除く）を1,000倍以上貯蔵し、又は取扱うもの		スプリンクラー設備	政令第12条
指定可燃物を1,000倍以上貯蔵し、又は取扱うものの	綿花類、木毛及びびかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの	次の消火設備のいずれか 水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放出方式の不活性ガス消火設備	政令第13条
	ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）	次の消火設備のいずれか 水噴霧消火設備又は泡消火設備	
	可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	次の消火設備のいずれか 水噴霧消火設備、泡消火設備又は不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備	
	木材加工品及び木くずに係るもの	次の消火設備のいずれか 水噴霧消火設備、泡消火設備、全域放出方式の不活性ガス消火設備又は全域放出方式のハロゲン化物消火設備	
	※ スプリンクラー設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分については、それぞれの消火設備を設置しないことができる。（可燃性液体類に係るものを除く。）		
指定可燃物を500倍以上貯蔵し、又は取扱うもの		自動火災報知設備	政令第21条

2 屋外において貯蔵し、又は取扱う少量危険物及び指定可燃物についての消火設備は、次による。

1) 少量危険物

① 屋外又は一般住宅内

危政令別表第5において危険物に適合する第5種の消火器を1個以上設置すること。

② 移動タンク

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設置すること。

③ 屋外タンク、地下タンク

危政令別表第5において危険物に適合する第5種の消火器を1個以上設置すること。

2) 指定可燃物

① 可燃性液体類等

ア 屋外タンク（可燃性液体類に限る。）

a 高さが6m以上のもの又は液表面積が40㎡以上のものについては、適合する泡消火設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓又は可搬式ポンプ等のいずれかを設置すること。（可燃性液体類を100℃以上の温度で貯蔵する場合は、水蒸気により消火する設備を設けることも検討すること。）

b a以外のものにあつては、令別表第2においてその消火に適応する消火器を1個以上設置すること。

イ 屋外において貯蔵又は取り扱う場合

a 危政令別表第4の数量の500倍未満のもの

危政令別表第4の数量の50倍を1所要単位として、**政令別表第2**においてその消火に適応する消火器を所要単位の数値に達するよう設置すること。

b 危政令別表第4の数量の500倍以上1,000倍未満のもの

適合する大型消火器を放射能力範囲が可燃性液体類等を包含するよう設置すること。

② 綿花類等

a 条例別表第3の数量の500倍未満のもの

危政令別表第3の数量の50倍を1所要単位として、消火器を所要単位の数値に達するよう設置すること。

b 条例別表第3の数量の500倍以上1,000倍未満のもの

大型消火器を放射能力範囲が可燃性液体類等を包含するよう設置すること。

c 条例別表第3の数量の1,000倍以上のもの

屋外消火栓設備、動力消防ポンプ又は可搬式ポンプ等の消火設備を設けること。

別表第二(第十条関係)

消火器具の区分	対象物の区分													
	建築物その他の工作物	電気設備	危険物						指定可燃物					
			第一類		第二類		第三類		第四類	第五類	第六類	可燃性液体類	可燃性固体類又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でない。) ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。	その他の指定可燃物
			アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	その他の第一類の危険物	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含むもの	引火性固体	その他の第二類の危険物	禁水性物品						
棒状の水を放射する消火器	○			○		○	○	○		○	○			
霧状の水を放射する消火器	○	○		○		○	○	○		○	○	○		○
棒状の強化液を放射する消火器	○			○		○	○	○		○	○	○		○
霧状の強化液を放射する消火器	○	○		○		○	○	○		○	○	○		○
泡を放射する消火器	○			○		○	○	○		○	○	○		○
二酸化炭素を放射する消火器		○				○				○		○		○
ハロゲン化物を放射する消火器		○				○				○		○		○
消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○	○	○			○		○		○
	炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○	○			○		○		○
	その他のもの			○		○								
水バケツ又は水槽	○			○		○	○			○	○	○		○
乾燥砂				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
膨張ひる石又は膨張真珠岩				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

備考

1 ○印は、対象物の区分の欄に掲げるものに、当該各項に掲げる消火器具がそれぞれ適応するものであることを示す。

2 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

3 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。四

4 禁水性物品とは、危険物の規制に関する政令第十条第一項第十号に定める禁水性物品をいう。

[本表改正・昭五〇政二一五・昭五三政三六三、全改・昭六三政三五八、改正・平二政一七〇]